

# 令和6年度 志摩市マガキ稚貝等購入補助金 のお知らせ

マガキ養殖業者を支援するため、マガキ稚貝とホタテガイ殻（コレクター・バラ）の購入費に対し、補助金を交付します。

申請期限：令和7年1月31日

## 補助を受けられる方（次のすべてに当てはまる方）

- ◆漁業を営む個人または法人であること。
- ◆鳥羽磯部漁業協同組合または三重外湾漁業協同組合の組員であること。
- ◆市内に住所または事業所を有していること。
- ◆市税または法人税に滞納がないこと。（徴収猶予の適用を受けている場合を除く）  
※申請期限内に滞納が解消された場合は補助を受けることができます。
- ◆暴力団員等でないこと及び暴力団員等と密接な関係を有しないこと。

## 補助の対象（次のすべてに当てはまること）

- 市内の第1種区画漁業権（貝類養殖業）の存在する水面で営むマガキ養殖であること。（ただし、カキ類禁止の条件のついた区画漁業権を除く）
- 『マガキのホタテガイ殻付着種苗』を40連以上、又は『マガキ養殖用コレクターに用いるホタテガイ殻』を購入していること。  
（複数の領収書の合算可。領収書名は同一であること。）
- 令和6年4月1日～12月31日の間に購入していること。

## 補助率・補助金額

品目	単位	補助率	1事業者あたりの上限
マガキのホタテガイ殻付着種苗（コレクター）	1連	2分の1以内 （1,000円/連を上限）	最大100連まで
マガキ用ホタテガイ殻（コレクター）	1連	2分の1以内	合わせて最大 7,200枚まで
マガキ用ホタテガイ殻（バラ）	1枚		

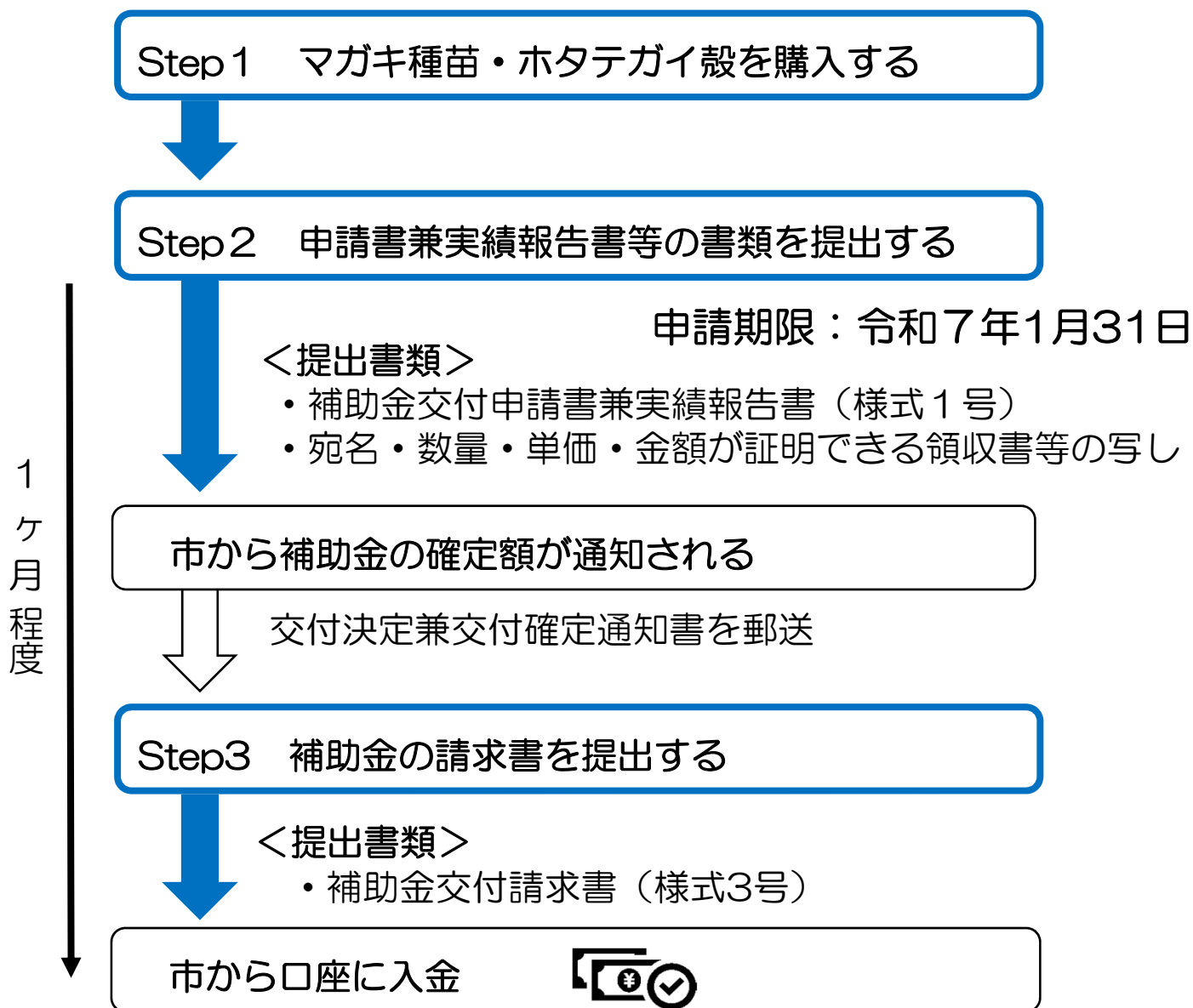
- 申請金額：合計金額に1,000円未満の端数が生じたときは切り捨てる。
- 対象外：消費税及び地方消費税、送料、梱包費等
- 補助金の交付は1事業者につき、各品目それぞれ1回までとする。

## 申請書等の書類

- ・志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付請求書（様式第3号）
- ・志摩市マガキ稚貝等購入補助金交付要綱

※書類や要綱は、志摩市HPからダウンロードできます。

## 補助金の申請から交付までの流れ



## 提出・問い合わせ先

〒517-0592 志摩市阿児町鵜3098番地22  
志摩市 水産農林部 水産課  
TEL：0599-44-0289（平日8:30～17:15）

